

平成26年第1回紀の川市議会定例会 第1日

平成26年 2月21日（金曜日） 開 議 午前 9時29分
散 会 午後 1時17分

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第 1号 副市長の選任について
- 議案第 2号 飯盛財産区管理委員の選任について
- 議案第 3号 飯盛財産区管理委員の選任について
- 議案第 4号 飯盛財産区管理委員の選任について
- 議案第 5号 飯盛財産区管理委員の選任について
- 議案第 6号 飯盛財産区管理委員の選任について
- 議案第 7号 飯盛財産区管理委員の選任について
- 議案第 8号 静川財産区管理委員の選任について
- 議案第 9号 静川財産区管理委員の選任について
- 議案第10号 静川財産区管理委員の選任について
- 議案第11号 静川財産区管理委員の選任について
- 議案第12号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張工事）
- 議案第13号 紀の川市農村交流施設条例の制定について
- 議案第14号 紀の川市税条例の一部改正について
- 議案第15号 紀の川市手数料条例の一部改正について
- 議案第16号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第17号 紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所の使用料及び手数料に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 紀の川市障害程度区分審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について
- 議案第21号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部改正について

- 議案第22号 紀の川市桃山産業振興館条例の一部改正について
- 議案第23号 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第24号 紀の川市水道事業の設置等に関する条例及び紀の川市河北
河南水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第25号 紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川簡易水道事業給
水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 紀の川市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正につ
いて
- 議案第27号 紀の川市地域づくり基金条例の廃止について
- 議案第28号 紀の川市庁舎建設基金条例の廃止について
- 議案第29号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）につい
て
- 議案第30号 平成25年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補
正予算（第2号）について
- 議案第31号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第2号）について
- 議案第32号 平成25年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別
会計補正予算（第2号）について
- 議案第33号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）について
- 議案第34号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算
（第3号）について
- 議案第35号 平成25年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）について
- 議案第36号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第
3号）について
- 議案第37号 平成25年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）に
ついて
- 議案第38号 平成26年度紀の川市一般会計予算について
- 議案第39号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予
算について
- 議案第40号 平成26年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について
- 議案第41号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算
について
- 議案第42号 平成26年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別

会計予算について

- 議案第43号 平成26年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第44号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第45号 平成26年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第46号 平成26年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第47号 平成26年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第48号 平成26年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第49号 平成26年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第50号 平成26年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第51号 平成26年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について
- 議案第52号 平成26年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
- 議案第53号 平成26年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について
- 議案第54号 平成26年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について
- 議案第55号 平成26年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
- 議案第56号 平成26年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について
- 議案第57号 平成26年度紀の川市調月財産区特別会計予算について
- 議案第58号 平成26年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について
- 議案第59号 平成26年度紀の川市平池財産区特別会計予算について
- 議案第60号 平成26年度紀の川市水道事業会計予算について
- 議案第61号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
- 議案第62号 指定管理者の指定について
- 議案第63号 指定管理者の指定について
- 議案第64号 字の区域の変更について
- 議案第65号 財産の取得について
- 議案第66号 財産の取得について
- 議案第67号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議事日程（第1号）のとおりに

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	12番 村垣正造	13番 竹村広明
14番 杉原勲	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 森田幾久	22番 高田英亮

○欠席議員（1名）

11番 亀岡雅文

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	歌英樹	建設部長	尾崎好民
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	武田雅明
水道部長	上始	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永田博敏	次長兼議事調査課長	藤井節子
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	田中啓吾

（開会 午前 9時29分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

議員各位には、平成26年第1回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回紀の川市議会定例会を開会いたします。

理委員会委員長と片山義孝代表監査委員にも出席いただいております。

なお、11番 亀岡雅文君より、病氣療養のため本定例会の会議を全て欠席したい旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本定例会には、平成26年度各会計予算をはじめ、条例の制定、改正等多数上程されております。議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田英亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番 船木孝明君、4番 中尾太久也君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（高田英亮君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、去る2月12日議会運営委員会を開催していただき、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期予定表のとおり、本日から3月24日までの32日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの32日間に決しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（高田英亮君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

報告1、監査委員より、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査の結果報告が同条第3項の規定によりあり、また地方自治法第199条第4項に基づく定期監査の報告が同条第9項の規定によりありましたので、お手元に配付しております。

また、市長より、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったとの報告が同条第2項の規定によりありましたので、お手元に配付しております。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりですので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 副市長の選任について から

議案第67号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について まで

○議長（高田英亮君） 日程第4、議案第1号 副市長の選任についてから、議案第67号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの67議案を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成26年第1回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国策による経済効果が広がりを見せ、地方経済における先行き不安感、徐々に改善の兆しを見せてきているようにも思えます。

また、来年開催される「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」の成功と合わせ、昨年より新庁舎での業務が本格的に開始され、住民サービスの拠点として、また市民の皆さんの大切な生命と財産を守る防災拠点として、職員一同、より一層の市民サービス向上を目指し、取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、議案の説明に先立ち、平成26年度予算編成にあたり、私の市政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員並びに市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、本年も依然財政状況は厳しい中ではありますが、英知を結集し、長期総合計画における紀の川市の将来像である「いきいきと力をあわせたまちづくり 夢あふれる紀の川市」を目指してまいります。そのために、私は3期目の政策目標として、「継続・躍進・発展その力強い紀の川市」の実現を掲げ、六つの柱として、「安心・安全そして強い

まちづくり」、「夢産業・夢農業まちづくり」「健康増進・医療・福祉まちづくり」、「住みよい、住みたい、誇りあるまちづくり」、「教育・健康・スポーツ振興まちづくり」、「行財政改革のさらなる推進」、これらに取り組んでまいりたいと思っているところであります。

それでは、平成26年度当初予算（案）について、御説明をさせていただきます。

平成26年度当初予算は、平成25年度から平成29年度における長期総合計画後期基本計画を念頭に置き、実効性のある施策の優先的な実施と、その土台となる行財政改革への取り組みを強化し、中長期的な視点に立った行財政運営の仕組みを確立し、限られた財源の中におきましても、直面する諸課題に対応するというめり張りのある予算編成といたしております。

それぞれの当初予算額は、一般会計320億8,000万円、特別会計180億9,286万円、公営企業会計28億5,269万9,000円、全会計を合わせますと530億2,555万9,000円となります。

その内容は、昨年度に引き続き、「安全・安心なまちづくり」を最重点事業に置き、橋梁の点検と主要幹線道路の整備のほか、子どもたちが安心して学ぶことができるように、市内小・中学校の耐震整備化を平成27年度に完了できるよう進めてまいりたいと思っております。

また、小学校を卒業するまでの子どもの医療費無料化をはじめ、今年度から新たに中学生入院医療費の無料化、さらに学童保育の充実など、ゆとりを持って子育てができるような環境づくりを行ってまいります。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しております「平成26年度当初予算の概要主要事業編と財政資料編」をごらんいただきますようお願い申し上げます。

そういったことで、今後は限られた財源の中ではありますが、行財政改革への取り組みをさらに強化し、諸課題への対応を着実に進め、創意工夫を凝らした事業を展開してまいります。

今後とも市議会の皆様、また市民の皆様の格段の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、提出いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます。

議案は、人事に係る議案、11議案、工事請負契約の一部変更議案、1議案、条例の制定・一部改正・廃止に係る議案、16議案、平成25年度各会計補正予算に係る議案、9議案、平成26年度各会計予算に係る議案 24議案、指定管理者の指定に係る議案、2議案、字の区域の変更議案、1議案、財産の取得議案、2議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に係る議案、1議案、計67議案であります。

その概要を申し上げます。

議案第1号 副市長の選任については、紀の川市副市長が、平成26年4月2日に任期満了となるため、田村 武君を副市長に再任いたしたく、地方自治法第162条の規定に

より、議会の同意を求めるものあります。

議案第2号から議案第7号までの飯盛財産区管理委員会の選任については、飯盛財産区管理委員が、平成26年3月31日に任期満了となるため、6名の委員を選任いたしたく、飯盛財産区管理委員会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第8号から議案第11号までの静川財産区管理委員の選任については、静川財産区管理委員が、平成26年3月31日に任期満了となるため、4名の委員を選任いたしたく、静川財産区管理委員会条例第3条の規定より、議会の同意を求めるものであります。

議案第12号 工事請負契約の一部変更については、平成25年第3回紀の川市議会定例会で議決を経ました麻生津簡易水道区域拡張工事の工事請負契約において、事業の早期完成に向け配管工事を延長することにより契約金額を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 紀の川市農村交流施設の条例の制定については、施設管理の見直しに伴い、必要な事項を定めるものであります。

議案第14号 紀の川市税条例の一部改正については、平成27年度からの固定資産税・都市計画税の前納報奨金制度の廃止に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号 紀の川市手数料条例の一部改正については、消費税率の改定等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正が平成26年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正については、支給対象の拡大に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所の使用料及び手数料に関する条例の一部改正について、議案第19号 紀の川市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正についての2議案は、消費税率の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 紀の川市障害程度区分審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について、議案第21号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部改正についての2議案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が施行及び改正されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号 紀の川市桃山産業振興館条例の一部改正については、指定管理者の指定の期間の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正については、道路法施行令の一部改正する政令が、平成26年4月1日に施行されること及び消費税率の改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号 紀の川市水道事業の設置等に関する条例及び紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正する条例の制定については、紀の川市河南水道事業に給水区域を拡張し、高野、竹房字五百谷、桃山町野田原、桃山町脇谷及び桃山町調月の一部を給水区域に包含するためのものであります。

議案第25号 紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、高野・五百谷簡易水道事業及び野田原・脇谷簡易水道事業を廃止し、紀の川市河南水道事業に統合することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号 紀の川市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律が公布され、社会教育法の一部改正が平成26年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第27号 紀の川市地域づくり基金条例の廃止について、議案第28号 紀の川市庁舎建設基金条例の廃止についての2議案は、それぞれの事業の終了により廃止するものであります。

議案第29号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第37号 平成25年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの9議案については、事業執行における過不足額の調整による補正であります。

議案第38号 平成26年度紀の川市一般会計予算についてから、議案第61号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計予算についてまでの24議案については、平成26年度の各会計当初予算であり、資料として、「平成26年度当初予算の概要 主要事業編、財政資料編」を添付いたしておりますので、詳細説明は省かせていただきますことを御了承賜りたいと存じます。

議案第62号と議案第63号の指定管理者の指定についての2議案は、紀の川市農村交流施設及び紀の川市桃山産業振興館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号 字の区域の変更については、土地改良事業の施工に伴い、字の区域を変更するものであります。

議案第65号と議案第66号の財産の取得についての2議案は、河南学校給食センターの運営に伴い、給食配送車及び給食備品の購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号 辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更については、平成25年第1

回紀の川市議会定例会で議決を経ました紀の川市中鞆淵辺地総合整備計画について、事業の追加により総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き、各担当部長から詳細説明をさせていただきますので、十分御審議の上、御同意、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、補足説明を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。

議案第1号 副市長の選任について、補足をさせていただきます。

1ページお願いいたします。

下記の者を紀の川市副市長に選任したいから、議会の同意を求めるものでございます。

住所、紀の川市貴志川町丸栖385番地、氏名、田村 武、昭和21年10月23日生まれ。

101ページに略歴書を添付しておりますので、御参照ください。

以上です。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第2号から議案第11号までの2財産区のそれぞれの管理委員の選任につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案書、2ページをお願いします。

議案第2号から議案書7ページの議案第7号までの飯盛財産区管理委員の選任についての6議案につきまして、6名の方の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

まず、議案第2号につきましては、住所、紀の川市穴伏35番地1、氏名、大崎明彦、昭和30年9月2日生まれ。

次の3ページをお願いします。

議案第3号につきましては、住所、紀の川市北涌386番地、氏名、岡 豊章、昭和50年2月24日生まれ。

次の議案第4号につきましては、住所、紀の川市横谷174番地、氏名、黒田 誠、昭和24年6月11日生まれ。

次の議案第5号につきましては、住所、紀の川市赤沼田446番地、氏名、西垣信孝、昭和37年2月16日生まれ。

次の議案第6号につきましては、住所、紀の川市名手西野290番地、氏名、道浦圭司 ミチウケジ、昭和22年8月23日生まれ。

次の議案第7号につきましては、住所、紀の川市名手市場1233番4、氏名、山本 勉、昭和22年7月3日生まれ。

以上、6議案について、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間となっております。また、6名の方々の主な職歴等につきましては、議案書の102ページ及び103ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

引き続き、議案書8ページの議案第8号から、議案書11ページの議案第11号までの静川財産区管理委員の選任について、4名の方の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

まず、議案書8ページお願いします。

議案第8号につきましては、住所、紀の川市平野1986番地、氏名、井戸本安弘、昭和15年3月10日生まれ。

次に、議案第10号につきましては、住所、紀の川市平野985番地、氏名、中谷典史、昭和37年11月9日生まれ。

次に、議案第10号につきましては、住所、紀の川市平野103番地、氏名、西幡友孝、昭和30年8月18日生まれ。

次に、議案第11号につきましては、住所、紀の川市名手上1024番地、氏名、森本灘夫、昭和22年7月2日生まれ。

以上、4議案について、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間となっております。また、4名の方々の主な職歴等につきましては、議案書の104ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

以上、10議案について、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 水道部長 上 始君。

○水道部長（上 始君）（登壇） おはようございます。

議案第12号について、御説明申し上げます。

議案書の12ページをごらんください。

議案第12号 工事請負契約の一部変更について。

平成25年第3回紀の川市議会定例会において議決を得た麻生津簡易水道区域拡張工事請負契約の一部を下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または職務に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更後の契約金額は、3億9,870万6,120円でございます。なお、変更前の金額より7,488万6,120円の増額となっております。

提案理由でございますが、平成25年第3回紀の川市議会定例会で議決を得ました工事請負契約について、事業の早期完成に向け、配管工事を延長することにより契約金額を変更するためでございます。麻生津簡易水道区域拡張事業は、鞆淵・細野地区に水道を設置するため、今年度より4カ年計画で工事を実施し、平成28年度に完成の予定でございます。配管工事の延長は、来年度以降に計画をしていました鞆淵地内の配管工事を1,593メートル前倒しするものでございます。

なお、105ページに資料といたしまして、工事の位置図を添付していますので、御高覧いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議、よろしく申し上げます。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第13号 紀の川市農村交流施設条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書、13ページをお願いします。

紀の川市農村交流施設条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由としましては、施設管理の見直しに伴い、必要な事項を定めるためでございます。

次のページをお願いします。

紀の川市農村交流施設条例でございます。条例設置の施設につきましては、平成7年に旧那賀町において建築された施設であります。地域の農産物直売施設であり、また都市住民との交流を兼ねた施設として現在利用してございます。引き続き、紀の川市農村交流施設として指定管理者制度を導入し、農業の振興及び市民と都市住民との交流等の拠点施設とするために条例を制定するものでございます。

第1条では、設置について、第2条では、施設の名称及び位置を明記、第3条では、施設の管理を行わせる旨を、第4条では、指定管理者が行う業務を、第5条では、指定管理者の指定の期間を、第6条から第10条までは、施設の管理運営に関することを定めてございます。

なお、附則で、施行期日を平成26年4月1日とし、指定管理者の指定の期日の特例として、第5条の規定の「3年」とあるのを平成26年度は「2年」とするものです。

以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、議案書16ページをお願いします。

議案第14号から議案第16号まで、続けて補足説明をさせていただきます。

議案第14号は、前納報奨金制度の廃止に伴い、税条例の一部改正するものでございます。

前納報奨金制度については、戦後税収の早期確保、納税意識の向上などを目的として創設されたものですが、金融機関やコンビニでの納税や口座振替が普及・浸透し、報奨金制度の目的も達成しております。本市では、平成23年度に個人住民税の前納報奨金を廃止し、固定資産税のみ対象としておりましたが、以上の理由により、平成27年度から廃止をするものでございます。

改正内容は、固定資産税の納期前の納付について規定をしている第70条第2項の全文を削除するものであります。

附属資料として、106ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

次のページをお願いいたします。

議案第15号 紀の川市手数料条例の一部改正についてでございます。

19ページから27ページの改正本文につきましては、改正内容が3点ございます。

まず一つは、消費税率が5%から8%に改正することに伴い、課税対象となるコピー代及び粗大ごみ回収処理手数料の額について、消費税に係る文言を追加しております。手数料の額は、現行と変わりません。

二つ目は、条例から実績のない手数料を削除しております。

三つ目に、時代に則した手数料ということで、「フロッピー」等の文言を見直しをし、コピーの区分の見直しも行っております。

手数料条例の改正については、以上でございます。

107ページから125ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

続きまして、28ページお聞き願います。

議案第16号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

29ページの改正本文では、法で規定する障害者支援施設の引用条項を改めております。

附属資料として、126ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第17号から議案第19号までの3議案について、御説明いたします。

まず、議案第17号 紀の川市子ども医療の支給に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書31ページをお願いいたします。

紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容といたしましては、現行、通院及び入院に係る医療費助成制度について、小学校卒業時までの子どもを支給対象年齢としていたものを入院に係る者については中学校卒業時までの子どもに支給対象年齢を拡大いたしたく、所要の改正を行うものでございます。

改正本文の第2条第1項の改正規定につきましては、子どもの定義を15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に改め、第4条第1項は、支給額について、満12歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者にあつては、入院に限る旨の規定を追加するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、支給する医療費に係る経過措置の規定でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

議案第18号 紀の川市国民健康保険直営診療所の使用料及び手数料に関する条例の一

部改正について、御説明申し上げます。

紀の川市国民健康保険直営診療所の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例でございます。

3行目の第2条の改正につきましては、使用料及び手数料の額について、「別表に定めるもののほか」とあるのを、「別表に定める額（消費税及び地方消費税を含む）のほか」に改めまして、別表に定める金額につきまして、普通診断書、健康診断書、死体検案書、死亡診断書については、現行1通「2,000円」を1通「2,050円」に、各種証明書1通「500円」を1通「510円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

35ページをお願いいたします。

続きまして、議案第19号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

改正する条例でございます。3行目からの改正本文でございますが、第15条第1項から第3号に規定する一般廃棄物の処理手数料について、別表第1から別表3に定める額については、消費税及び地方消費税を含む旨の規定に改正するとともに、別表第1中、前段につきましては字句の改正を、後段につきましては高分子系ごみの手数料のうち事業系ごみ、現行10キログラム当たり「400円」を「410円」に改め、別表第2のし尿及び浄化槽汚泥の収集手数料を現行「1,500円」を「1,540円」に改めるものでございます。

36ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

なお、議案第17号から議案第19号までの3議案の新旧対照表を議案書127ページから131ページに資料として添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第20号及び議案第21号について、御説明申し上げます。

まず、議案第20号 紀の川市障害程度区分審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書38ページをお願いいたします。

改正内容であります。題名及び第1条の見出し並びに条文中の「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるものでございます。

附則第1項で、施行期日を平成26年4月1日とし、またこの改正に伴いまして、関係条例の整備として、附則第2項で、紀の川市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正をお願いしてございます。

続いて、議案第21号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書40ページをお願いします。

改正内容は、本則第2条障害者地域生活支援事業の項目で、第1号、第2号、第4号、第7号を新たに追加し、並びに改正前、「第2号 コミュニケーション支援事業」の名称を、改正後、「第5号 意思疎通支援事業」に改め、条文の整備を行い、この改正条文により、第3条、第4条の整備をお願いするものでございます。また、別表1から3については、条規法規の規定による運用でありますので、規則に委任し、削除するものでございます。

また、附則第1項で施行期日を、第2項で経過措置を規定しております。

なお、各議案の新旧対照表は、議案書132ページから143ページに添付していますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、議案第20号及び議案第21号の説明といたします。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第22号 紀の川市桃山産業振興館条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書42ページをお願いします。

紀の川市桃山産業振興館条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由としましては、指定管理者の指定の期間の見直しに伴い、所要の改正を行うためのものでございます。

次のページをお願いします。

紀の川市桃山産業振興館条例の一部を改正する条例でございます。

まず、今回の指定の期間の見直し理由についてでございますけれども、現在指定管理者制度を導入し、指定期間の終了年月日を平成28年3月31日とする施設が4施設ございます。桃山産業振興館の期間を2年とし、終了年月日を統一し、指定管理施設の管理運営の統一化を図るため、議案第63号の指定管理者の指定について適用するものでございます。

条文の改正内容でございますけれども、第1条では、指定管理者の指定の期間を定めた第5条の本文中の「3年」を「2年」に改め、第2条では、同5条の本文中の「2年」を「3年」に改めるもので、施行期日を附則で指定し、平成28年4月以降は3年とするものです。

なお、議案資料としまして、議案書の144ページ及び145ページに条例新旧対照表を添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） 建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） 建設部から、議案第23号 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書44ページをごらん願います。

今回お願いいたします条例の改正内容につきましては、45ページ以降の紀の川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例に記載のとおり、消費税法の改正により消費税率変更されることに伴い、条例第2条第2項に規定する1.05を乗じて得た額を消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額に改めること。

また、道路法施行令の改正に伴い、道路法第35条に規定する国の行う道路の占用の特例が削除されることから、条例第3条第1項を削り、第2号、第3号をそれぞれ第1号、第2号に繰り上げること。

さらに、条例第2条第1項に規定する別表の改定につきまして、占用料の額を民間における地価水準等を反映したものとするため、固定資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料水準の変更等を踏まえ、所在地区の現行の3区分から新たに五つの区分に設定変更されることにより、占用物件ごとにそれぞれ記載の金額に改めるとともに、備考の語句の訂正をお願いするものでございます。

なお、附則で、平成26年4月1日から施行するものでございます。

資料といたしまして、新旧対照表を146ページから150ページに添付してございますので、御参照ください。

以上、御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 水道部長 上 始君。

○水道部長（上 始君）（登壇） それでは、議案第24号及び議案第25号について、御説明申し上げます。

議案書の48ページをごらんください。

議案第24号 紀の川市水道事業の設置等に関する条例及び紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

紀の川市水道事業の設置等に関する条例及び紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしまして、紀の川市河南水道事業の給水区域を拡張し、高野、竹房字五百谷、桃山町野田原、桃山町脇谷及び桃山町調月の一部を給水区域に包含するため、所要の改正を行うものでございます。

49ページをごらんください。

第1章は、紀の川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正。

第2条は、紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正で、いずれも給水区域に桃山町野田原、桃山町脇谷、桃山町調月の一部、高野、竹房字五百谷を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日より施行するものでございます。

なお、151ページに資料といたしまして、条例の新旧対照表を添付してございますので、御高覧いただきたいと思っております。

続きまして、50ページをごらんください。

議案第25号 紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしまして、先ほどの議案第24号と関連しますが、高野・五百谷簡易水道事業及び野田原・脇谷簡易水道事業を廃止し、紀の川市河南水道事業に統合することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

51ページをごらんください。

第1章は、紀の川市簡易水道設置条例の一部改正。

第2条は、紀の川市簡易水道事業給水条例の一部改正で、いずれも高野・五百谷簡易水道事業及び野田原・脇谷簡易水道事業を削除するものでございます。

第15条の4項及び5項は、それぞれの簡易水道事業の廃止に伴い、削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日より施行するものでございます。

なお、153ページに資料といたしまして、条例の新旧対照表を添付してございますので、御高覧いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） おはようございます。

議案第26号 紀の川市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書52ページです。

紀の川市社会教育委員の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正するため、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を新たに条例で定めるためでございます。

次のページをごらんください。

一部改正本文については、第3条に、新たに委嘱の基準を加えた改正となっております。

なお、156ページに議案資料を添付しておりますので、ごらんおきください。

よろしく申し上げます。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、議案第27号から議案第29号につい

て、補足をさせていただきます。

議案第27号は、紀の川市地域づくり基金条例の廃止についてでございます。

この基金は、合併時に県から合併後のコミュニティの活性化に資する事業の財源として、平成17年度に2億5,000万円、平成18年度に2億5,000万円、合わせて5億円交付されたものを基金に積み立て、活用してまいりましたが、事業が終了し基金の目的を全うしましたので、4月1日をもって廃止するものでございます。

次の議案第28号 紀の川市庁舎建設基金条例の廃止につきましては、新庁舎建設の計画的な整備を促進するため、平成20年度に10億円、平成21年度に10億円、合わせて20億円を積み立て、庁舎建設の財源として活用いたしました庁舎建設事業は終了しましたので、4月1日をもって本基金の廃止をするものでございます。

次のページお願いいたします。

議案第29号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊の予算書、平成25年度紀の川市一般会計補正予算第4号の1ページをお開き願います。

平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項で、今回の補正額5億8,243万3,000円を追加し、補正後の予算の総額が339億6,702万4,000円とする旨規定をし、第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとし、第2条で、繰越明許費、第3条で、地方債の補正について規定をしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入、市債の増減をしております。

続きまして、4ページから6ページにわたりまして、議会費から公債費まで決算状況を見込みまして、事業執行における過不足の調整を中心に、また事業執行上、急を要する事業について補正措置をしております。

続きまして、7ページお願いいたします。

第2表、繰越明許費ですが、3款、民生費から10款、教育費まで12事業でございます。本年度中の執行が見込めないということで、翌年度に繰り越しをして執行いたします。

次のページお願いします。

第3表、地方債補正でございますが、今回の補正による各事業の地方債の限度額を変更しております。

続いて、14ページお願いします。

歳入の補正のうち、主なもののみ御説明申し上げます。

15ページ、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、4目、土木費国庫補助金、1節、

道路橋梁費補助金1億3,813万7,000円の増額です。市道改良事業に伴い、社会資本整備総合交付金の決定を得た事業を補正しております。次の2節、都市計画費補助金7,128万5,000円の減額は、打田総合スポーツ公園建設費の交付額が減少したためでございます。なお、平成26年度の国庫補助対象にするため、一たん歳出分合わせて減額をしております。

5目の教育費国庫補助金、2節、中学校費補助金3,797万6,000円については、粉河中学校改築、那賀中学校格技場新築工事に係る国庫補助金が増額して交付することが決定されております。次の5節、保健体育費補助金も同じく、学校給食センター建設整備事業への国庫補助金が増額して交付することが決定されましたので、1億1,183万5,000円の増額をしております。この増額を受けまして、地方債は減額をしております。

3項、委託金、4目、消防費委託金418万6,000円、台風18号等に伴う樋門等操作業務委託金の総額です。

17ページお願いいたします。

15款、県支出金の2項、県補助金、5目、農林業費県補助金、1節、農業費補助金のうち新規就農総合支援事業補助金3,475万円の減額、これは給付対象者の実績見込みが下回ったためでございます。

続いて、19ページお願いします。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金は、5億2,133万2,000円の減額です。次の3節、地域振興基金繰入金2,200万円の増額、今回若者定住促進奨励事業の増額補正の財源として繰り入れをしております。5節、地域づくり基金繰入金と次の6節、庁舎建設基金繰入金は、繰入金が確定しましたので減額をし、なお平成26年度から廃止をする予定であります。

20款、諸収入、5項、雑入、1目、雑入の中のリサイクル資源品売却料1,200万円の減額につきましては、売却単価の落ち込みと資源ごみ持ち去りによる減収を見込んでの減額でございます。また、紀の海広域施設組合周辺対策事業負担金480万円の増額は、調月三和線道路新設改良事業の前倒しに伴う負担金であります。

21款、市債、1項、市債、3目、衛生債、2節、清掃債11億70万円は、建設事業を本年度の国の緊急経済対策の補助対象にするため、今回歳出で補正をして、全額平成26年度に繰り越しをいたします。

次のページお願いします。

5目、土木債、1節、道路橋梁債と2節都市計画債、7目、教育債のうち、3節、保健体育債は、国庫補助金の決定によりましてそれぞれ増減をしております。

歳入については、以上であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をさせていただきますので、21ページのほうをお開き願います。

人件費については、平成26年1月支給分までの実績に基づき補正をしておりますので、説明は省略をさせていただきます。

まず、2款、総務費、1項、総務管理費、6目、財産管理費、11節2、200万円の減額につきましては、新庁舎の電気料金が当初見込み額を下回ったため減額をしております。

7目、企画費、19節、若者定住促進奨励金2、200万円の増額、3年の期間を設け実施してきた本事業が最終年度であること、消費税率改定前の住宅取得が重なり、本年度の見込み額を予算措置しております。

続きまして、26ページお願いいたします。

4項、選挙費、3目、市長選挙及び市議会議員一般選挙費3、284万9,000円の減額です。市長選挙は無投票、また市議会議員選挙の立候補者数の見込み減による執行経費の減額であります。

続いて、28ページお願いします。

3款、民生費、1項、社会福祉費、4目の障害者総合支援費167万4,000円の増額、これは本年4月から施行される障害者総合支援法改正に対応する障害者福祉システムの改修費用でございます。

続いて、次のページをお願いいたします。

5目の老人福祉費、この中で、19節、生活支援ハウススプリンクラー設置補助金として348万8,000円を増額しています。この事業は、国の補正予算による地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、社会福祉法人高陽会が運営する生活支援ハウス十人の家へのスプリンクラー設置に対する補助金でございます。

次のページの12目、国民健康保険費では1,073万6,000円の増額、国民健康保険事業勘定会計への保険基盤安定制度分の繰出金と直営診療施設勘定会計への医薬材料費不足分などがございます。

次の13目、介護保険費、13節157万5,000円、消費税引き上げに伴う介護報酬改定に対応するための介護保険システム改修費用であります。次の19節1,000万円につきましては、医療法人稲穂会が運営する定期巡回随時対応型訪問介護事業所のオペレーションシステム導入に対する補助金でございます。

15目、臨時福祉給付金給付事業費241万6,000円、平成26年度交付予定の臨時給付金の広報・啓発費用を予算措置をしております。

続いて、31ページのほうをお願いします。

2項、児童福祉費、6目の児童福祉施設費のうち11節16万円、鞆渚保育所給食開始に伴う食器等の購入経費、18節60万円は、こぼと保育所で3歳児以上の児童の増加及び鞆渚保育所給食開始に伴う備品購入費でございます。

次の3項、生活保護費、3目援助費656万6,000円の減額、中国在留邦人の方の支援給付金と給付に係るシステム開発費を当初で見込んでおりましたが、対象要件に満た

なかったため不用となり、減額をしております。

次のページをお願いします。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目の予防費1,597万3,000円の減額については、子宮頸がん・はしか・風疹ワクチン接種者の減によるものであります。

それから、4目、保健福祉センター費777万円の減額は、桃山保健福祉センター改修工事の入札差額によるものであります。

7目、水道事業費のうち、24節1,248万8,000円は、28節の繰出金に計上した経費を減額して、この出資金のほうに組み替えをしています。

次のページの2項、清掃費、1目、清掃総務費のうち、19節、紀の海広域施設組合負担金11億1,691万4,000円、ごみ処理施設建設事業を本年度の国の緊急経済対策の補助対象にするため今回補正をし、全額平成26年度に繰り越しをするものであります。

それから、続いて2目、塵芥処理費1,105万1,000円の増額、焼却施設臨時職員の賃金・燃料代の増額、ごみ袋販売数の増加により委託料の増額をしております。

次のページをお願いします。

6款、農林業費、1項、農業費、5目の農業経営基盤強化促進対策事業費3,595万円の減額、給付対象者の実績見込みが下回り、減額をしております。

次の10目、農業施設整備事業費、19節につきましては、事業費が確定しましたので、それぞれ増減をしております。

次の2項、林業費、2目、林業振興費、13節のうち、紀の国森づくり基金活用事業委託料800万円の減額、県の要綱が改正されまして、予定していた林道整備等が実施できないために減額をしております。

37ページをお願いします。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目の道路橋梁費維持費1,000万円の増額です。国の補正予算による社会資本整備総合交付金を活用し、橋梁・道路標識及び照明施設の点検業務を行う事業として予算措置をしております。

次の3目、道路橋梁新設改良費のうち、社会資本整備道路改良事業が8,100万円、あと紀の海広域施設組合周辺対策事業として1億9,361万4,000円、市道調月三和線の新設事業でございます。

次のページの4項、都市計画費、4目、京奈和自動車道整備事業費170万2,000円については、京奈和自動車道開通式典及び開通イベントに係る経費の予算措置でございます。

39ページをお願いします。

5目、都市公園整備事業費1億5,428万5,000円の減額です。国庫補助金の負担割合が下がりましたので、本年度予算を減額して、平成26年度の国庫補助対象とするため、平成26年度当初予算に計上をしております。

次のページをお願いします。

9款の消防費、1項、消防費、5目、水防費、13節委託料のうち、樋門等操作業務委託料457万1,000円は、国の基準単価改正及び台風18号等による出勤回数の増による増額でございます。

次の41ページお願いいたします。

10款、教育費、2項、小学校費、3目の学校建設費、13節2,449万円の減額です。これは、竜門小学校校舎等改築工事の設計委託料の確定によるものであります。

次の42ページの6項、保健体育費、3目、体育施設管理費、15節の2,350万円の減額も、粉河プール解体工事の工事費確定による減額です。

43ページをお願いします。

5目の学校給食費、15節7,938万円の減額ですが、学校給食センター建設整備事業の入札差額による減額であります。

続いて、12款の公債費、1項、公債費、1目、元金1億9,809万8,000円の減額、2目、利子2,079万円の減額、平成24年度借入債の償還期間を当初10年の予定として予算計上しておりましたが、20年償還に変更しましたので、元利償還金を減額してございます。

以上、歳出の主な内容です。

御審議、お願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時42分）

（再開 午前10時55分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、提案理由の説明を続けます。

建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） 建設部から、議案第30号 平成25年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

平成25年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ392万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ3,981万3,000円とするものであります。

次に、2ページをお開きください。

歳入につきまして、1款、県支出金、1項、県補助金において、償還推進助成事業費補助金の確定による392万8,000円の増額の計上であります。

次に、3ページをお開きください。

歳出につきまして、1款、土木費、1項、住宅費において、県補助金として歳入した額を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（高田英亮君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第31号から議案第33号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第31号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億906万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ83億4,546万7,000円と定めるものでございます。

第2項、補正後の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

今回の補正の主なものにつきましては、歳出では、高額な医療費に対応するための高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の額が決定したことに伴う減額措置。歳入では、国・県支払基金からの高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金に係る交付金の額の決定に伴う措置及び財源調整として措置しておりました国民健康保険事業運営基金からの繰り入れ額7,198万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案第32号 平成25年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ413万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,496万8,000円とするものでございます。

第2項、補正後の款項の区分ごとの金額並びに歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

4ページをお願いいたします。

地方債補正でございます。施設整備事業として、上部消化管内視鏡装置について購入額が決定したことに伴い、借入限度額を340万円から300万円に変更するものでございます。

今回の補正の主なものにつきましては、鞆淵診療所における医療診療に係る医薬材料費に不足が見込まれることから、増額補正を。先ほど申しました内視鏡装置について購入額が決定したことに伴う減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第33号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,111万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億6,655万9,000円とするものでございます。

第2項、補正後の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険料の現年度分について増額見込みとなることから、後期高齢者医療広域連合への納付金の総額措置、また平成24年度における広域連合への事務費及び療養費負担金の納付金が確定したことによる返還がありましたので、一般会計に繰り出し措置を行うものでございます。

以上で、議案第31号から議案第33号までの3特別会計補正予算議案についての説明を終わります。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議案第34号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

平成25年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出の総額にそれぞれ2,761万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,146万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ以降の「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

補正の主な内容は、事務事業の精算による減額補正とあわせ、介護サービス給付費の給付実績の伸びにより増額補正をお願いするものでございます。

財源については、介護給付費及び地域支援事業費の国・県負担金、補助金の交付決定額に伴う増額分を財源充当し、留保分につきましては準備基金の繰り入れにより繰り入れ分で相殺する予算措置をお願いするものでございます。

以上で、議案第34号の説明といたします。御審議、よろしくをお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） 建設部から、議案第35号 平成25年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,409万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ15億198万5,000円とするものでございます。

第2条としまして、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、4ページの

「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条の地方債の変更は、5ページの「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

補正内容につきましては、8ページ以降にございますように、歳入でございますが、1款の分担金及び負担金及び2款の使用料及び手数料につきましては、決算見込みの増減額でございます。

3款の国庫支出金につきましても、事業費確定による減額でございます。

8款の諸収入につきましても、消費税及び地方消費税の還付額の確定による減額でございます。

9款、市債につきましては、事業費の確定に伴う借り入れの減額でございます。

歳出でございますが、11ページの1款、1項、総務管理費につきましては、加入者見込みの修正に伴い、配水設備工事補助金を増額しております。

また、2款、1項、公共下水道事業につきましては、事業費確定に伴う減額で、水道補償費につきましても、下水工事の支障となる水道管の移設費用の確定により減額を行っております。

また、流域下水道事業費では、水質検査費用の減額並びに紀の川中流流域下水道那賀処理区事業建設負担金において、事業費の確定により紀の川市の負担額が確定したことにより減額となっております。

以上、御審議、よろしく申し上げます。

○議長（高田英亮君） 水道部長 上 始君。

○水道部長（上 始君）（登壇） それでは、議案第36号及び議案第37号について、御説明申し上げます。

別冊の簡易水道事業特別会計補正予算の1ページをごらんください。

議案第36号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

第1条として、予算総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億4,757万7,000円に補正をお願いするものでございます。

補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、翌年度に繰り越しして使用することができる経費を定めてございます。

4ページの第2表、繰越明許費をごらんください。

繰り越しする事業名は、鞆淵・細野地区に給水を行うための水道未普及地域解消事業でございます。繰り越し金額は1億870万7,000円でございます。

5ページの補正予算事項別明細書をごらんください。

補正の内容につきましては、歳入の5款、繰入金は事業費の確定見込みに伴う増額補正でございます。

7款、諸収入は、受託工事の確定による減額補正でございます。

歳出につきましては、6ページをごらんください。

3款、予備費を1,000円減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第37号について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算（第2号）の1ページをごらんください。

議案第37号 平成25年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、収益的収入では9,610万8,000円を減額し、収入総額は12億5,387万7,000円に補正。収益的支出では9,898万4,000円を減額し、支出総額は12億1,147万3,000円に補正をお願いするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入では3,090万円を減額し、収入総額は7億1,219万2,000円に。資本的支出では2,432万9,000円を減額し、支出総額は11億8,775万7,000円に補正をお願いするとともに、資本的収入が資本的支出に対し不足する額についての補填額も調整してございます。

2ページをごらんください。

第4条の企業債につきましては、事業費の確定に伴い、借入限度額を3,090万円減額し、6億9,970万円とするものでございます。

3ページをごらんください。

補正の内容につきましては、収益的収入では、受託工事費の確定に伴い、1款、受託工事収益を減額補正し、4ページの収益的支出は、1款、受託工事費の確定により減額補正をお願いするものでございます。

5ページをごらんください。

資本的収入では、建設改良費における事業費の確定に伴い、1款、企業債を減額補正し、また4項、他会計繰入金は、5項、出資金に計上替えでございます。

6ページの資本的支出では、工事費の確定により、1項、建設改良費の減額をお願いするものでございます。

御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 議案第38号 平成26年度紀の川市一般会計予算について、地方自治法の規定によりまして、平成26年度紀の川市一般会計予算について議決を求めるものでございます。

別冊の平成26年度予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度紀の川市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ320億8,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条は、債務負担行為に係る規定。

第3条は、地方債に係る規定。

第4条で、一時借入金の最高額を97億円と定め。

第5条で、歳出予算の流用について規定をしております。

2ページお開き願います。

第1表、歳入歳出予算でございます。

2ページから4ページにかけて、歳入では、1款、市税から21款、市債まで、それぞれの款項にわたり320億8,000万円の収入を見込んでおります。

まず、歳入では、市税66億17万4,000円、対前年度比0.7%の伸び率。

1項、市民税のうち個人市民税につきましては、均等割が復興増税により平成26年度から35年度までの10年間、500円に引き上げられるなど、市民税で前年度比0.7%の増加を見込んでいます。

また、2項、固定資産税につきましては、依然として土地価格の下落が続いていますが、価格は消費税増税の影響もありまして新增築の増加があり、固定資産税全体としては前年度比0.3%の増額を見込んでいます。

2款、地方譲与税2億4,000万1,000円は、前年度と同額を計上しています。

3款、利子割交付金3,000万円。

4款、配当割交付金2,180万円。

5款、株式等譲渡所得割交付金390万円は、平成25年度の交付実績から推計して予算計上しています。

6款、地方消費税交付金5億6,000万円については、地方消費税率の改定に伴いまして、6,000万円の増額を見込んでいます。

7款、ゴルフ場利用税交付金4,200万円。

8款、自動車取得税交付金6,800万円。

9款、地方特例交付金3,100万円についても、平成25年度の交付実績から推計して予算措置をしております。

10款、地方交付税107億6,000万円、地方財政計画の伸び率はマイナスになっておりますが、公債費算入分の増により、対前年度比0.9%の増と見込んでおります。

11款、交通安全対策特別交付金800万円。

12款、分担金及び負担金3億7,735万円。

13款、使用料及び手数料2億3,700万円については、平成25年度の実績から推計をしております。

14款、国庫支出金37億2,831万1,000円、臨時福祉給付金事業の創設などによる補助金の増額により、対前年度比8.5%の増を見込んでいます。

15款、県支出金17億9,399万9,000円、観光トイレ整備事業や国体競技別リハーサル大会などの補助金の増額等により、対前年度比8.7%の増を見込んでいます。

16款、財産収入3,656万1,000円、土地建物賃借料の増額等により対前年度比5.1%の増を見込んでいます。

17款、寄附金は、前年度と同額の2万2,000円を計上しています。

18款、繰入金18億5,638万2,000円のうち、2項、基金繰入金は財政調整基金と三つの特定目的基金からの繰入金を計上しております。

19款、繰越金5,000万円、前年度繰越金として計上しています。

20款、諸収入15億250万円、市税延滞金や土地開発公社経営支援資金貸付金等を計上しています。

21款、市債41億3,300万円、旧貴志川分庁舎整備事業債などを計上しております。

以上、歳入合計として、320億8,000万円を計上させていただいております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

各費目全般にわたりましては、一般職の給与費について537人の職員の給与費と共済費、合わせまして38億7,586万3,000円、特別職、議員及びその他特別職の給与費につきましては2,332人、3億1,173万7,000円を計上しております。

まず、1款、議会費からですが、2億4,171万3,000円、対前年度比マイナス8.7%、うち議員報酬として9,924万円を計上しております。

2款、総務費49億4,094万1,000円、対前年度比マイナス2.3%です。

1項、総務管理費の中では、新規事業である公共施設マネジメント計画策定事業2,080万円、旧貴志川分庁舎整備事業5億1,600万円、防犯カメラ設置事業200万円を計上するほか、広報公聴・地域巡回バス・路線バス・国民体育大会準備事業などに要する経費を計上。

4項、選挙費には、和歌山県知事選挙及び和歌山県議会議員一般選挙に係る執行経費を計上しています。

3款、民生費90億5,318万2,000円は、対前年度比6.0%の増です。

1項、社会福祉費については、障害者総合支援給付事業、老人福祉施設入所事業、高齢者自立支援事業、人権施策基本方針改定事業154万6,000円などの人権啓発活動事業、地域包括支援センター運営事業、新規事業でございます臨時福祉給付金給付事業2億858万1,000円などを計上。

2項、児童福祉費には、新規事業である中学生入院医療費助成事業201万7,000円のほか、放課後児童健全育成事業、従来の子ども医療費助成事業、新規事業である保育士等処遇改善臨時特例事業1,199万4,000円を含む市立保育園運営事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業である7,090万8,000円などを計上しております。

3項、生活保護費には、生活保護扶助事業を計上しています。

4款、衛生費28億1,538万9,000円、対前年度比マイナス20.3%です。

1項、保健衛生費には、公立那賀病院経営事務組合負担金などの医療体制整備事業、ピンクリボンキャンペーン事業、不妊治療助成事業、新規事業であるチャレンジ100万歩事業などの健康づくり事業、がん検診事業、不法投棄防止事業、合併処理浄化槽設置整備補助事業などを計上。

2項、清掃費には、ごみ収集事業、ごみ資源化事業、廃棄処理施設管理運営事業、処理事業費などを計上しております。

5款、労働費12万7,000円、対前年度比マイナス2.3%、雇用対策事業を計上しています。

6款、農林業費は6億8,906万7,000円、対前年度比マイナス4.3%。

1項、農業費には、新規事業を含むエコ農業推進事業136万2,000円、農作物被害防止対策事業118万8,000円、国営総合農地防災事業422万4,000円、農業基盤整備促進事業3,517万7,000円のほか、有害鳥獣被害防止対策事業、地産地消食育推進事業、県営ため池等整備事業などを計上。

2項、林業費には、鳥獣対策事業、森林病虫害防除事業などを計上しております。

7款、商工費1億9,696万円、対前年度比22.3%の増でございます。新規事業としましては、紀の川市観光ファン拡大事業320万円、紀の川フライトパーク整備事業387万6,000円、市営大門橋駐車場・公衆トイレ整備事業2,513万7,000円のほか、祭り支援事業などを計上しております。

6ページ、お願いします。

8款、土木費44億2,929万8,000円、対前年度比4.3%の増です。

1項、土木管理費では、地籍調査登記事業を計上。

2項、道路橋梁費には、新規事業でございます道路ストック総点検事業570万円のほか、市道等の改良事業、橋梁点検調査事業、社会資本整備道路改良事業、紀の海広域施設組合周辺対策事業を計上。

4項、都市計画費には、木造住宅耐震化促進事業、都市公園整備事業を計上し。

5項、住宅費では、市営住宅改修事業を計上しております。

9款、消防費10億4,874万円、対前年度比3.2%の増であります。新規事業として、避難所用防災ラジオ、懐中電灯購入事業131万4,000円、消防団員ヘルメット等配布事業439万5,000円、携帯A型デジタル簡易無線購入事業480万円、防災行政無線デジタル化事業470万円のほか、那賀消防組合事業を計上しています。

10款、教育費でございますが、37億2,613万3,000円、対前年度比マイナス2.5%。

2項、小学校費では、新規事業として小学校非構造部材改修事業215万6,000円、西貴志小学校旧屋内運動場解体事業4,104万8,000円などの小学校校舎等耐震等補強事業、竜門小学校校舎等改築事業などを計上。

3項では、中学校費に中学校一般改修事業、中学校校舎等耐震等補強事業を計上。

4項、幼稚園費には、私立幼稚園運営補助事業を計上しております。

5項、社会教育費では、公民館活動推進事業、文化財保護事業、青少年健全育成事業、図書館運営事業、自主文化事業などを計上。

6項、保健体育費には、スポーツ教室大会事業、学校給食運営事業、学校給食センター建設整備事業などを計上しております。

11款、災害復旧費1万3,000円を計上。

12款、公債費48億8,843万7,000円、対前年度比マイナス7.9%、市債の元金と利子の償還に係る経費を計上しております。

13款、予備費5,000万円。

以上、歳出合計、合わせまして320億8,000万円を計上させていただいております。

続いて、7ページお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。債務負担行為の時効、期間、限度額を記載しております。公共施設マネジメント計画策定委託、平成27年度950万円ほか9事業について債務負担行為を設定しております。

続いて、9ページお願いいたします。

第3表、地方債でございます。起債の目的と限度額を記載しております。本年度は、旧貴志川分庁舎整備事業3億20万円ほか12事業、計41億3,300万円の地方債の発行をいたします。なお、起債の方法は、いずれも普通貸借または証券発行で、利率は5%以内であります。

別冊で、お手元に「平成26年度予算説明書、平成26年度当初予算の概要、主要事業編・財政資料編」を配布させていただいております。

以上、平成26年度一般会計予算の説明でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高田英亮君） 建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） 建設部から、議案第39号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成26年度予算書11ページをお開きください。

平成26年度紀の川市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,500万円とするものであります。対前年度500万円、16.7%の減額であります。

12ページをお開きください。

歳入では、5款、諸収入、2項、貸付金元利収入において、現年分滞納繰り越し分合計2,416万6,000円の計上であり、債権数、額の減少により対前年度490万円、16.9%の減少であります。

次に、歳出では、13ページにございますように、1款、土木費、1項、住宅費におい

て1,634万6,000円の計上であり、前年度より243万円4,000円の減額であります。

次の下段にございますように、2款、公債費、1項、公債費において、長期債元金・利子合計で813万5,000円の計上であり、前年度より145万円、15.1%の減少の予算の計上となっております。

以上、御審議、よろしく申し上げます。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 議案書の69ページ、議案第40号 平成26年度紀の川市土地取得事業会計特別予算についてでございます。

別冊の予算書の14ページでございます。

平成26年度紀の川市土地取得事業特別会計予算。

第1条で、歳入歳出予算それぞれ80万円と定めております。

15ページお開き願います。

第1表、歳入歳出予算でございます。歳入では、財産収入として基金利子80万円を見込み、歳出では、同額を土地区画開発基金に積み立てをするものでございます。

土地取得事業特別会計については、以上でございます。

○議長（高田英亮君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第41号から議案第43号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第41号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の17ページをお願いいたします。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億6,600万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を25億円と定めるものでございます。

第3条として、歳出予算の流用につきまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項に提示をされた予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用とするものでございます。

20ページの歳出をお願いいたします

平成26年度は、加入世帯で1万950世帯、被保険者数2万200人、前年度より40世帯300人の減と見込み算定し、予算規模は81億6,600万円、前年度に比べまして、率にして1.2%の減、1億300万円の減額予算となっております。

主な要因といたしまして、2款、保険給付費におきまして被保険者数の減、また平成25年度決算見込みの1人当たり給付費について、退職被保険者で微動があるものの一般被

保険者で減少が見込まれることから、前年度比較1.8%の減、額にして1億312万8,000円の減、55億3,977万6,000円を計上してございます。

戻っていただきまして、18ページをお願いいたします。

歳入をお願いします。

国民健康保険税におきましては、景気は若干の回復兆しがあるものの所得増が依然に見込めず、また世帯数、被保険者数の減少から前年度比較0.9%の減、額にして1,610万円の減、16億8,200万円と見込んでございます。

3款、国庫支出金から7款の共同事業交付金につきましては、歳出の費用額に対し、国の算定基準及び前年度実績等をもとに算定し計上。また、歳入不足に対する財源措置といたしまして、国民健康保険事業運営基金から3,175万2,000円を活用した予算編成を行ってございます。

続きまして、議案第42号 平成26年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

第1条、第1項は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,450万円と定めるものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債補正」によるところでございます。

第3条として、一時借入金の借り入れの最高額を2,600万円と定めるものでございます。

次の23ページ、24ページをお願いいたします。

平成26年度の予算規模は、前年度と比較して4.3%の伸び、金額にして350万円の増額となっております。国民健康保険の直営診療施設・泌尿診療所の運営に要する医師の報酬をはじめ、看護師、職員等の人件費及びレントゲン装置の購入費のほか、医療診療に係る経費を計上してございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございます。起債の目的、施設整備事業、レントゲン装置購入事業でございます。限度額210万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率については5%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、議案第43号 平成26年度紀の川市後期高齢者特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書26ページをお願いいたします。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億3,900万円と定め

るものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を4億4,000万円と定めるものでございます。

平成26年度の予算規模は、前年度と比較して3.3%の増、金額にしますと4,600万円の増額予算でございます。

27ページをお願いいたします。

歳入の第1款、保険料は4億8,702万2,000円のうち、現年課税分につきましては、平成26年度、平成27年度の保険料率として広域連合で決定されました均等割額4万4,730円、所得割率8.55%の保険料率に基づき、被保険者の方から紀の川市が特別徴収、または普通徴収の方法によって徴収すべき保険料を計上してございます。

3款、繰入金9億4,852万2,000円につきましては、事務費、保険料の軽減分に係る保険基盤安定繰入金及び医療給付費に係る療養給付費負担金につきまして、一般会計において負担すべき所要額を繰り入れするものでございます。

28ページをお願いいたします。

歳出の1款、総務費につきましては、医療事務及び徴収に係る所要の経費でございます。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者の方から徴収した保険料及び一般会計から繰り入れしました保険基盤安定繰入金、療養給付費繰入金等の納付すべき所要の負担額14億2,669万1,000円を計上してございます。

3款、保険事業費につきましては、脳ドック受診に係る委託料30名分、163万2,000円を計上してございます。

以上で、議案第41号から議案第43号までの3議案についての説明を終わります。御審議、よろしくをお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議案第44号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書29ページをお願いいたします。

平成26年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億6,600万円と定めてございます。これは、前年度と比べ3億4,800万円、率にしまして6.0%の大幅な増加となっております。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を、第3条で、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定による歳出予算の流用について定

めているところでございます。

平成26年度予算につきましては、編成時期から平成25年10月時までの給付実績をもとに決算見込みを推計し、所要額を計上しているところでございます。昨年10月現在では、65歳以上の第1号被保険者は1万8,265人、対前年比496人の増、認定者につきましては4,323人、対前年比83人の増となっております。

歳出の増額の主な要因でございますが、32ページをお願いいたします。

2款、保険給付費で59億7,020万9,000円を計上しておりますが、前年度より3億1,262万2,000円、率にして5.5%の伸びとなっております。主に居宅介護サービス費等各種サービスで、サービス受給者及びサービス料の増加により大幅な増加となっております。

歳入につきましては、制度内の財源充当による予算措置を行っていますが、保険給付費の大幅な伸びにより第5期介護計画の3カ年の保険給付費総額と実績見込み額との乖離により、第1号被保険者保険料が不足する見込みでございますので、30ページ、お願いいたします。

歳入の10款、市債6,264万7,000円の財源補填による予算編成をお願いしているところでございます。なお、この市債につきましては、無利子借り入れによりまして、原則次期計画の第1号被保険者保険料で返済することになります。

以上、議案第44号の説明とします。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） 建設部から、議案第45号から議案第47号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第45号 平成26年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について、予算書の34ページをごらん願います。

第1条の予算総額は、歳入歳出それぞれ14億7,200万円で、対前年度比11.5%の減でございます。

第2条は、37ページの第2表のとおり、地方債について定めております。

第3条で、一時借入金の借り入れ最高額を4億5,000万円と定めております。

35ページをお願いいたします。

歳入の主な内容ですが、1款、分担金及び負担金では、下水道に接続があった場合、受益者分担金並びに受益者負担金を計上してございます。受益者分担金並びに負担金合計の対前年度比は4.1%の増額でございます。

2款、使用料及び手数料では、下水道使用料並びに指定工事店と責任者の登録手数料を計上しており、下水道使用料では、対前年度比48.3%の増額でございます。理由として、大型事業所公共施設の接続予定などにより増額となっております。

3款、国庫支出金では2億5,500万円の計上で、対前年度比26.5%の減となっております。

9款、市債では4億3,480万円で、対前年度比26.1%の減額です。

続きまして、36ページをお願いします。

歳出の主な内容ですが、1款、総務費においては、対前年度比27.5%の増額となっております。

1項、総務管理費につきましては、配水設備工事助成金が前年度並みになっておりますが、流域下水道維持管理負担金が大型事業所公共施設の接続などの予定により増額となっております。

2款、事業費では8億2,906万3,000円で、対前年度比25.9%の減となっております。公共下水道の事業内容としましては、約16ヘクタールの面積整備、新たに34ヘクタールの区域について公共開始を予定しております。

また、流域下水道事業費では、紀の川中流流域下水道事業建設負担金並びに処理場周辺地域整備事業における紀の川市の負担額を計上しております。

続きまして、議案第46号 平成26年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、説明申し上げます。

予算書の38ページをごらん願います。

第1条で、予算の総額は歳入歳出それぞれ5,400万円と定めております。対前年度比較で1.9%の増となっております。

第2条で、一時借入金の借り入れ最高額を1,700万円と定めております。

39ページをお願いします。

歳入の主な内容ですが、2款の使用料及び手数料におきまして、下水道使用料ですが、ほぼ前年度となっております。

4款、繰入金では、特定環境保全公共下水道事業基金につきましては、基金条例に基づき事業に必要な経費の財源に充てることにより、歳入歳出不足を基金の一部から取り崩してまいりましたが、25年度で全てを取り崩したため、平成26年度から不足分を一般会計から繰り入れることになっております。

また、6款、収入につきましては、消費税及び地方消費税還付額が微増となっております。

40ページ、歳出ですが、1款、1項、総務管理費が光熱水費等の増額より、対前年度比1.9%の増額となっております。他の支出内容はほぼ前年並みでございます。

続きまして、議案第47号 平成26年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について、説明申し上げます。

予算書の41ページをごらん願います。

平成26年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について。

第1条で、予算の総額は歳入歳出それぞれ3,600万円と定めており、対前年度比、5.3%増となっております。

第2条で、一時借り入れの借り入れ最高額を1,080万円と定めております。

42ページをごらんください。

歳入につきましては、2款、使用料及び手数料の1項、使用料が765万5,000円で、対前年度比4.4%の増となっております。理由としまして、善田地区での増収が予測されるものでございます。

43ページの歳出ですが、1款、1項、総務管理費で、光熱水費の増額により対前年度比3.3%の増となっております。

以上、3議案の御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 水道部長 上 始君。

それでは、議案第48号について、御説明申し上げます。

予算書の44ページをごらんください。

議案第48号 平成26年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について。

第1条では、予算の総額は歳入歳出それぞれ6億3,300万円と定めてございます。前年度比0.5%の増額となっております。

第2条は、地方債について。

第3条は、一時借入金の限度額について定めてございます。

45ページをごらんください。

歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

2款、使用料及び手数料につきましては、高野・五百谷簡易水道及び野田原・脇谷簡易水道の水道事業包含により、簡易水道が6カ所から4カ所となり、水道使用料が4,248万7,000円の見込みとなり、前年度より6.3%の減額となっております。

3款、国庫支出金、8款、市債につきましては、鞆淵・細野地区に給水を行う水道未普及地域解消事業に係る国庫補助金及び市債を計上してございます。

次に、46ページをごらんください。

歳出の1款、衛生費につきましては、荒見簡易水道、麻生津簡易水道、善田・大原簡易水道及び黒川簡易水道の4カ所の維持管理費用を計上してございます。また、水道未普及地域である鞆淵・細野地区に給水を行う水道未普及地域改修工事は、平成25年度から平成28年度までの4年間の予定で、平成26年度事業分5億531万7,000円を計上してございます。

47ページをごらんください。

地方債については、起債の目的は簡易水道施設事業、限度額は3億4,810万円、起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございます。

御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから、議案書78ページの議案第49号 平成26年度紀の川市池田財産区特別会計予算についてから、議案書の88ページの議案第59号 平成26年度紀の川市平池財産区特別会計予算についてまでの

11議案につきまして、一括して説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書の48ページから80ページまで記載しております池田財産区をはじめとする各財産区特別会計予算につきましては、それぞれ歳入歳出予算の総額、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」で定めております。

平成26年度11財産区会計予算総額は1,656万円であり、前年度と比較して570万円の減となっております。平成26年度予算の計上に当たっては、前年度の実績内容と十分精査を行った上で、各財産区の運営に要する経費や財産を適切に管理するための作業道新設修繕事業、森林保全事業などの経費を計上させていただいております。

以上、議案第49号から議案第59号までの財産区予算11議案につきまして、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後 0時58分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、提案理由の説明を続けます。

水道部長 上 始君。

○水道部長（上 始君）（登壇） それでは、議案第60号及び議案第61号について、御説明申し上げます。

予算書の81ページをごらんください。

議案第60号 平成26年度紀の川市水道事業会計予算について。

第2条は、業務上の予定費用を定めてございます。給水戸数は、高野・五百谷簡易水道及び野田原・脇谷簡易水道より前年度に比べ320戸の増で、2万2,712戸、年間給水量、1日平均給水量につきましては、ほぼ前年並みを予定してございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めてございます。収益的収入につきましては、14億3,617万円で、現年度の6.4%の増額を見込んでおります。また、収益的支出につきましても13億7,046万1,000円で、前年度の5.5%の増額を見込んでございます。

収益的収入及び支出の増額の主な要因は、公営企業会計の改正により、みなし償却制度の廃止等によるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めてございます。資本的収入につきましては9億1,305万3,000円で、前年度に比べ22.9%の増額でございます。

増額の主な要因は、建設改良費に係る財源として、企業債を増額したことによるものでございます。資本的支出につきましても13億8,758万4,000円で、前年度に比べ14.5%の増額となっております。

増額の主な要因は、建設改良費の増額と平成25年度に財務負担行為を行っていました穴伏浄水場築造工事費を計上したことによるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額4億7,453万1,000円についての補填方法も定めてございます。

82ページをごらんください。

第5条は、起債の目的、限度額と借り入れ条件。

第6条は、一時借入金の限度額。

第7条は、経費の流用することができる項目。

第8条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費について。

また、第9条は、棚卸資産購入限度額を定めてございます。

続きまして、予算書の83ページをごらんください。

議案第61号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計予算について。

第2条は、業務の予定量を定めてございます。給水戸数が前年度と同じ7戸を予定してございます。年間総給水量及び1日平均給水量は、前年度に比べ3.9%増を予定してございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めてございます。収益的収入につきましては4,985万6,000円で、前年度に比べ27.7%の増額を見込んでございます。収益的支出につきましても4,829万6,000円で、前年度に比べ33.2%の増額となっております。

収入及び支出の増額の主な要因は、受託工事による収益と工事費を計上したことによるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めてございます。資本的収入につきましては3,395万5,000円で、前年度に比べ3,395万4,000円の増額であります。資本的支出につきましても4,635万8,000円で、前年度に比べ3,444万5,000円、3,445万3,000円の増額であります。

収入及び支出の増額の主な要因は、工事負担金の収益と工事負担金による工事費を計上したことによるものでございます。

なお、資本的収入及び資本的支出に対し不足する額1,240万3,000円についての補填方法も定めてございます。

84ページをごらんください。

第5条は、一時借入金の限度額。

第6条は、経費の流用することができる項目。

第7条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費について。

また、第8条は、棚卸資産購入限度額を定めてございます。

御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第62号 指定管理者の指定についてから、議案第64号 字の区域の変更についてまでの3議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案書91ページお願いします。

議案第62号 指定管理者の指定については、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、紀の川市農村交流施設、所在地は、紀の川市切畑1273番地9、指定管理者となる団体の名称は、紀の里農業協同組合、住所は、紀の川市上野12番地5、代表者名は、代表理事組合長 山田泰行です。指定の期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間となっております。

続きまして、議案第63号 指定管理者の指定につきましては、指定管理者に管理を負わせようとする施設の名称は、紀の川市桃山産業振興館、所在地は、紀の川市桃山町市場404番地4です。指定管理者となる団体の名称は、紀の里農業協同組合、住所は、紀の川市上野12番地5、代表者名は、代表理事組合長 山田泰行です。指定の期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間となっております。

次に、議案書93ページ。

議案第64号 字の区域の変更についてでございます。

提案理由としまして、土地改良事業として、平成20年度から施工の北山地区圃場整備事業の換地業務に伴い、字の区域を変更したいためでございます。地方自治法第260号第1項の規定により、同条第3項の規定による告知の日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

変更住所についてでございます。まず、1の表にございますように、貴志川町北山字三島に編入する区域として、字森ノ坪の地番を上段に、また下段には、字北谷の地番を表示してございます。

次に、2の表、貴志川町北山字森ノ坪に編入する区域として、字三島の地番を上段に、また下段には、字中ノ坪の地番を、またそれぞれの表の下段に、隣接介在する道路・水路の一部の旨を表示してございます。

なお、議案資料としまして、議案書の157ページから161ページに字の変更前と変更後を対比した図面と、それと地番がわかる図面を添付しておりますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

以上、3議案について、御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第65号、議案第66号の両議案につきましては、河南学校給食センターの開設に伴う備品等の財産の取得について議会の議決に付すべき条例により議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第65号では、財産の名称、数量は、河南学校給食センター給食配送車5台、

取得の方法につきましては、指名競争入札による取得、取得価格は1,960万2,000円、契約の相手方につきましては、和歌山県和歌山市狐島604番地1、いすゞ自動車近畿株式会社和歌山支店、支店長 浜野晃治でございます。

次に、議案第66号では、学校給食センター給食備品一式を取得したいので、議会の議決に付すべき条例により議会の議決を求めるものでございます。財産の名称、数量は、河南学校給食センター給食備品一式でございます。取得の方法につきましては、指名競争入札による取得、取得価格は4,730万4,000円、契約の相手方につきましては、和歌山県和歌山市島崎町6の30、大和綜業株式会社、代表取締役 河内 章でございます。

提案理由につきましては、両議案とも河南学校給食センターの運営に伴い、給食備品を整備するため財産の取得の議決を求めるものでございます。

なお、162ページから議案第65号、議案第66号の資料として添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） 議案第67号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について、御説明申し上げます。

なお、本議案につきましては、当市民部所管事業と教育部所管事業の追加による変更が一つの議案となっておりますので、私のほうから総括して御説明させていただきますので、御理解いただきたいと思っております。

98ページをお願いします。

平成25年第1回紀の川市議会定例会で議決を得ました紀の川市中鞆淵辺地総合整備計画について、鞆淵診療所にレントゲン装置を、鞆淵小学校にスクールバスを購入するにあたり、事業費の追加により辺地対策事業債の予定額を変更するため、総合整備計画書の第2次変更を行うためでございます。

なお、次の100ページには、計画書の変更調書として添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

御審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） ほかに、補足説明はありますか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、議案第1号 副市長の選任についてから、議案第11号 静川財産区管理委員の選任についてまでの計11議案は、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託、討論を省略し、本日直ちに質疑、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第11号までの計11議案については、本日直ちに質疑、採決まで行うことに決しました。

まず、議案第1号 副市長の選任について。

質疑、採決を行います。

ここで、関係者の退席を求めます。

田村副市長は、退席願います。

〔田村副市長 退席〕

○議長（高田英亮君） それでは、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、採決を行います。

お諮りします。

議案第1号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

田村副市長の入場を許可します。

〔田村副市長 入場〕

○議長（高田英亮君） 続きまして、議案第2号から議案第7号 飯盛財産区管理委員の選任についての質疑、採決を行います。

これより、議案第2号から議案第7号までの6議案に対する一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結します。

お諮りします。

議案第2号から議案第7号 飯盛財産区管理委員の選任についての6議案は、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りします。

議案第2号から議案第7号 飯盛財産区管理委員の選任についての6議案は、原案のと

おり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第7号までの6議案については、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、議案第8号から議案第11号 静川財産区管理委員の選任について。

質疑、採決を行います。

これより、議案第8号から議案第11号までの4議案に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結します。

お諮りします。

議案第8号から議案第11号 静川財産区管理委員の選任についての4議案は、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りします。

議案第8号から議案第11号 静川財産区管理委員の選任についての4議案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号から議案第11号までの4議案については、原案のとおり同意することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、あすより三日間休会とし、2月25日火曜日、午前9時30分より再開いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午後 1時17分）